

# 医療法人 橋本クリニック

## 居宅サービス 『重要事項説明書』

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。分からないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

### 1.事業所概要

事業所名称	医療法人 橋本クリニック
代表者氏名	橋本 忠雄
指定事業者番号	大阪府指定 2713203640
所在地	〒570-0079 守口市金下町 2-12-5
連絡先	代表 06-6991-2555
サービス提供地域	守口市 門真市 大阪市旭区
提供可能な介護サービス (介護予防サービス)	① 訪問看護 介護予防訪問看護 ② 居宅療養管理指導サービス 介護予防居宅療養管理指導

### 2.事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人橋本クリニックにおいて実施する居宅サービス事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所職員が要支援状態又は要介護状態のご利用者様に対し、適切な居宅サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	ご利用者様が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、事業所職員により療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。 ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

### 3.事業所の職員体制等

職種	人員数
管理者	橋本 忠雄
医師	3名
看護師	5名

### 4.営業日等

営業日	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日
休業日	日・祝・盆・年末年始・事業所の指定休日 (但し、当方の諸事情、天災その他の都合により休業とする場合がある)

### 5.サービスの内容について

あなた様のご利用なさるサービスの内容・利用料等の詳細・見積もりについては、直接ご説明させていただきます。

#### ①訪問看護・介護予防訪問看護 (1単位=10.4円)

- \* 標準サービスの単位数を基準に担当者の資格(正看護師・准看護師)・時間(早朝・深夜)・状況・状態等によって加算が異なります。
- \* 介護予防訪問看護と訪問看護は、同単位数です。

#### 訪問看護(標準サービス)

20分未満	255単位
30分未満	381単位
30分以上1時間未満	550単位
1時間以上1時間30分未満	811単位
・夜間加算(午後6時から午後10時まで)	所定単位数の25/100加算
・早朝加算(午前6時から午前8時まで)	所定単位数の25/100加算
・深夜加算(午後10時から午前6時まで)	所定単位数の50/100加算
・緊急時訪問看護加算(病院・診療所)	290単位/月加算
・特別管理加算(Ⅰ)	500単位/月加算
(Ⅱ)	250単位/月加算

- \* 准看護師は、所定単位数の90/100を算定します。
- \* 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の対象となります。
- \* 頻回の訪問看護の特別指示は、医療保険の対象です。

## ②居宅療養管理指導サービス・介護予防居宅療養管理指導 (1単位=10.0円)

\* (Ⅱ)は在宅時医学総合管理料算定の場合。

\* 介護予防居宅療養管理指導と居宅療養管理指導は、同単位数です。

居宅療養管理指導費(Ⅰ)	同一建物居住者以外の場合	500単位(1月2回程度)
	同一建物居住者の場合	450単位(1月2回限度)
居宅療養管理指導費(Ⅱ)	同一建物居住者以外の場合	290単位(1月2回程度)
	同一建物居住者の場合	261単位(1月2回限度)

## 6.請求及びお支払方法について

### ①利用料の請求

- ・ 利用料は、利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、ご利用のあった月の合計金額により請求致します。
- ・ 請求書は、利用明細を添えて、ご利用月の翌月25日前後にご利用者様宛てに届けます。

### ② 用料の支払い

- ・ 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しするご利用者様控えと内容を照合の上、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
  - 1) 事業者指定口座への払込み
  - 2) 利用者様指定口座からの自動振替
- ・ お支払いを確認されましたら、必ず保管をお願いします。

③利用料等の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解除した上で未払い分をお支払い頂くことになります。

## 7.秘密の保持と個人情報の保護について

### ① 利用料及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### ② 個人情報の保護について

事業者は、ご利用者様から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご利用者様及びご家族様の個人情報を用いません。個人情報が含まれる記録物については、管理者が注意をもって管理します。

## 8.緊急時の対応

事業者は、現に居宅サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等及び予め伺っている緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

主治医	利用者の主治医	
	所属/医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
家族など	緊急連絡先の家族等の氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	

## 9.介護支援業務に関するご相談・苦情について

### 【事業者の窓口】

指定居宅介護支援事業所 (所在地) 〒570-0079 守口市金下町 2-12-5

指定介護予防居宅介護支援事業所 (電話) 代表 06-6991-2555

医療法人 橋本クリニック (受付時間) 月～金曜日 9時～16時・土曜日 9時～12時

### 【市町村の窓口】

くすのき広域連合 本部 (所在地) 〒570-0033 守口市大宮通 1-13-7

(電話) 06-6995-1515 (FAX)06-6995-1133

(受付時間) 月～金 9時～17時15分

くすのき広域連合 守口支所 (所在地) 〒571-8666 守口市京阪本通 2-2-5

(電話) 06-6992-2180(FAX)06-6995-2011

(受付時間) 月～金 9時～17時15分

くすのき広域連合 門真支所 (所在地) 〒571-8585 門真市中町 1-1

(電話) 06-6780-5200 (FAX)06-6780-5201

(受付時間) 月～金 9時～17時15分

旭区保健福祉センター (所在地) 〒535-8501 大阪市旭区大宮 1-1-17

(電話) 06-6957-9859 (FAX)06-6952-3247

おおさか介護サービス相談センター (電話) 06-6209-3266

